

平成27年第3回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成27年6月12日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 4号 平成27年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 5号 平成26年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ
い

て

- 第 5 承認第 8号 専決処分の承認について
「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第17号）

- 第 6 承認第 9号 専決処分の承認について

「平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算」（第1号）

- 第 7 議案第35号 羽幌町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例
- 第 8 議案第36号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 第 9 議案第37号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第38号 辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成27～31年度）の
策

定について

- 第11 議案第39号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）
- 第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第13 発議第12号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を

改正する条例

- 第14 発議第13号 公共施設マネジメント調査研究特別委員会の設置並びに委員の
選

任について

- 第15 発議第14号 議員の派遣について
- 第16 発議第15号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

- 第 1 議案第40号 羽幌小学校改築（建築主体）工事請負契約について
- 第 2 議案第41号 羽幌小学校改築（機械設備）工事請負契約について

第 3 議案第 4 2 号 物品購入契約の締結について

「除雪ドーザの購入について」

第 4 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度羽幌町一般会計補正予算 (第 2 号)

○出席議員 (11 名)

1 番 村 田 定 人 君	2 番 金 木 直 文 君
3 番 阿 部 和 也 君	4 番 船 本 秀 雄 君
5 番 小 寺 光 一 君	6 番 熊 谷 俊 幸 君
7 番 平 山 美 知 子 君	8 番 磯 野 直 君
9 番 逢 坂 照 雄 君	10 番 寺 沢 孝 毅 君
11 番 森 淳 君	

○欠席議員 (0 名)

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	森 弘 子 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課 主 幹	敦 賀 哲 也 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	棟 方 富 輝 君
地域振興課長	酒 井 峰 高 君
地域振興課主幹	丹 羽 浩 二 君
地 域 振 興 課	富 樫 潤 君
政 策 推 進 係 長	
財 務 課 長	三 浦 義 之 君
財務課財政係長	葛 西 健 二 君
町 民 課 長	室 谷 眞 二 君
町 民 課	山 田 太 志 君
環 境 衛 生 係 長	熊 木 良 美 君
福 祉 課 長	門 間 憲 一 君
福 祉 課	
社 会 福 祉 係 長	宇 野 延 仁 君
福 祉 課 子 ども 係 長	

農業委員会
事務局長
選挙管理委員会
事務局長

今村裕之君
飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長
総務係長
書記

井上 顕君
清水 聡志君
土清水 彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿 部 和 也 君 4番 船 本 秀 雄 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎町長の発言

○議長（森 淳君） 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 貴重なお時間をいただきましたこと、お礼を申し上げます。

昨日の一般質問における議事進行に対しまして、皆様への私の適切さへの配慮が不足した対応につきましておわびを申し上げます。一般質問に立たれた議員各位の再質問に際しまして、質問の意図が理解できなかった点、また通告されている質問の趣旨とは異なるものではないかと思われた点につきまして確認が必要であるとの思いから、議長の裁量によって進行されるべきところを不穏当な発言に至ってしまったところがございます。深くおわびを申し上げます。今後は議会運営の規則を尊重し、議事の円滑な進行に意を注いでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） ただいま町長から昨日の本会議中における発言について謝罪がありました。

この申し出は本会議の会議録に残りますので、これをもって了承いただきたいと思えます。

◎報告第4号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第4号 平成27年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成27年度定期監査報告（第1次）について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（第1次）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

1ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に5月26日、27日、2日間の日程で焼尻、天売両支所及び各学校の7機関を船本監査委員とともに実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施をしたところでございます。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について各機関ともそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容について次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売支所、焼尻支所における1、公金取り扱い状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、出納員名義の北るもい漁業協同組合普通貯金より羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。また、生活保護費は、両支所とも速やかに支給されております。

（1）、天売支所のア、出納員取り扱い差し引き保管額は、5月26日現在10万1000円となっております。保管状況の内容は、表の下段に記載のとおりであります。イの支所長取り扱いの北海道からの委任事務であります生活保護費の保管額はありません。

3ページをお開き願います。（2）、焼尻支所のア、出納員扱いの差し引き保管額は5月25日現在32万7,535円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。イの支所長扱いの生活保護費につきましては、保管額はございません。

2、重度障がい肢体不自由者等交通費助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障害程度1級、2級に該当する方々に年間24枚、それ以外の方々にはそれぞれ12枚、ハイヤー乗車券を交付されているものであります。乗車券1枚につき基本料金相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計6人であります。内容は、ごらんのとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。3、天売、焼尻研修センターの利用者数、26年度の実績についてであります。両島研修センターの計は、利用件数187件、利用延べ人員5,642人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などであります。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施しているものであります。平成26年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては、平成26年度受託業者がいないことから、直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況、住民の異動状況をあらわしております。4月30日現在、天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますといずれも減少しており、合計では世帯数で4世帯、人口で34人の減少となっております。

次に、5ページをお開き願います。小中学校、高等学校の5月1日現在における学級編制と児童・生徒数の状況をあらわしたものでございますが、区分ごとの内容につきましてはごらんいただきまして、説明は省略させていただきます。なお、焼尻中学校につきましては、昨年度休校となっておりますが、今年度1年生に生徒が入学しましたことから、再開となっております。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 平成27年度定期監査報告（第1次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第5号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第5号 平成26年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました報告第5号 平成26年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成26年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施

行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告します。

平成27年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、平成26年度羽幌町一般会計で繰り越しを行った事務改善・システム維持管理事業ほか17件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開きください。繰越明許費繰越計算書でございます。各事業につきましては、本年3月の定例会で議決をいただいている国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に伴う事業が主な事業であります。説明は省略をさせていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで報告第5号の質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第8号～承認第9号

○議長（森 淳君） 日程第5、承認第8号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第17号）、日程第6、承認第9号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算」（第1号）、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第8号及び承認第9号の専決処分の承認について、関連がありますので、あわせてご説明申し上げます。

専決処分の内容は、港湾上屋事業特別会計において天売旅客上屋トイレ改修工事の財源を当初港湾整備事業債と地域づくり総合交付金を予定しておりましたが、債務を起こさないことにより地域づくり総合交付金の交付限度額が12.5%から50%に増額となることから、有利な交付金に財源更正をしたものでございます。これにより、港湾上屋事業特別会計で当初予算措置していた町債を一般会計からの繰入金に変更し、一般会計の財源として財政調整基金を充てるものでございます。

それでは、順番に説明をいたします。

承認第8号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

平成27年6月11日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第17号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。港湾上屋事業特別会計繰出金の増額に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分は、平成27年3月31日付でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,563万5,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳入の補正でございます。18款繰入金において財政調整基金880万円を増額補正し、7ページの歳出において8款土木費、港湾上屋事業特別会計繰出金880万円を同額増額補正するものでございます。

引き続き、承認第9号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

平成27年6月11日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。羽幌町旅客上屋整備事業債減額に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分は、平成27年3月31日付でございます。

5ページをお開き願います。歳入の補正で、4款町債において羽幌町旅客上屋整備事業債880万円の減額は債務を起さなかったことによる減額で、5款繰入金において一般会計から同額の880万円を増額補正し、繰り入れるものでございます。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容であります。報告ができましたことをおわび申し上げます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第8号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで承認第8号の質疑を終わります。

次に、承認第9号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで承認第9号の質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第8号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第9号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで承認第9号の質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第9号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第35号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第35号 羽幌町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第35号 羽幌町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例について、提案理由と内容についてご説明を申し上げます。

平成27年6月11日提出、羽幌町長。

公益財団法人北海道農業公社が実施主体となります草地畜産基盤整備事業に参画するに当たり、事業に係る受益者分担金を徴収するため、制定をしようとするものであります。この事業は、羽幌町と北海道農業公社との委託契約により施行するため、その際に受益者より徴収をする分担金の徴収方法等を定めるものでございます。

それでは、条文の説明をいたします。第1条につきましては、徴収の根拠を定めてお

ります。地方自治法第224条の規定に基づく旨を規定しております。

第2条は、誰から徴収するかを定めておりまして、受益者から徴収する旨を規定しております。

第3条は、分担金の額を定めておりますが、国及び道からの補助金の額を控除した額の範囲内において定める旨を規定しております。

第4条は、分担金の賦課及び徴収の時期及び方法を定めておりまして、町長が定める旨を規定しております。

第5条につきましては、猶予及び減免について規定をしております。

第6条は、委任の条項でありまして、その他必要な事項は町長が定める旨を規定しております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第35号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 羽幌町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第36号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第36号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町デイサービスセンターの管理方法を変更し、指定管理者制度を可能とすること、あわせて規定の整備を行うため、改正しようとするもの

であります。

改正内容は、条文の追加、削除、さらには文中全体の文言の整理及び修正が必要となったことから、全部改正とするものです。

条文を説明いたします。次のページをごらんください。羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例。

羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年羽幌町条例第18号）の全部を改正する。

第1条はこの条例の趣旨、第2条は名称及び位置、第3条は利用定員、第4条は事業として行うサービスの内容、第5条は配置する職員、第6条は開館時間等、第7条は事業の利用対象者、第8条はサービスの利用方法など、第9条は利用料及び実費に相当する費用について、第10条は管理の代行について指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定、第11条は指定管理者が行う業務の内容、第12条は利用料金について、第13条はこの条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める旨規定しています。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則においては、次年度からの管理方法の変更を可能とするため、平成28年4月1日を施行期日とし、準備行為として事前に必要な手続ができる旨規定しています。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

準備行為、第2条、改正後の羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例に基づく指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第36号について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 条例の中身については理解するところでありますが、この条例を制定しようとする意図としまして、来年度以降羽幌町デイサービスセンターを指定管理者へ移行しようということで条例を制定するということがよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 現状の委託の形から、次年度以降については指定管理者に移行していきたいということです。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） この手の施設として特別養護老人ホームがございますが、そこはもう既に指定管理者制度で運用されております。そこを一体化させるようなイメージを持っておられるのか、それとも別々の指定管理をしようとしているのか、その辺の方針はどのようになっていますか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 現状の形といたしましても特別養護老人ホームとデイ

サービスセンターというのはつながっておりますし、現状のまま一体的な管理が望ましいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） この先の議論の仕方なのですけれども、指定管理者制度を活用するということになりますと事業者の公募から始まって、それほど時間的に余裕があるわけではないと思うのですが、議論の進め方はどのように考えておられますか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 指定管理者に移行していくためのスケジュールということかと思うのですが、次年度については特別養護老人ホームにつきましても指定管理者の更新の時期に当たっております。本年度ほかの指定管理とあわせて選定委員会などのスケジュールも組まれておりますので、そのスケジュールに合わせた形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 議論の進め方ということで、例えば庁舎内、それから議会との議論、この2点について今後のスケジュールというか、見通しをお伺いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 課内での話し合いは進めておりますので、指定管理の方向に進めていきたいということで、この形が決まった時点で委員会のほうにご説明を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第37号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第37号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、先般介護保険法（平成9年法律第123号）の改正では、今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があることから、標準段階の見直しに加え、低所得者の第1号被保険者軽減強化の仕組みが示されたところです。今回介護保険法施行令（平成10年政令第142号）の改正により、その具体的な基準が示されたため、当町においても低所得者の保険料の負担軽減を図るため、改正しようとするものであります。

改正内容を申し上げます。別紙にして配付しております資料、羽幌町介護保険条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。内容につきましては、100円未満の端数処理について規定しております第2項を第3項に繰り下げ、新たに第2項を追加するものです。新たに加えた第2項につきましては、第1項にて9段階に区分して規定しております介護保険料の額のうち、第1段階の年額2万9,500円を2万6,500円とする規定となっております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽幌町介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

保険料率に関する経過措置、第2条、改正後の条例第7条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料率から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第37号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第38号 辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成27～31年度）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27～31年度）の策定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

平成27年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、天売及び焼尻地区におきまして、公共的施設として北留萌消防組合消防署による小型動力ポンプつき積載車の整備及び教職員住宅の整備を行うに当たり、その財源として辺地対策事業債を予定しておりますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第4項で規定されております北海道との協議が5月20日付で終了しましたことを受け、同条第1項に基づき、総合整備計画を策定するため、議会の議決を得るものであります。

整備計画の内容につきましては、次ページ以降の総合整備計画書案をごらんください。計画書では天売、焼尻の辺地別に作成しておりますが、初めに辺地の概況として、地域の中心の位置、辺地度点数に係る記載事項の考え方についてご説明いたします。地域の中心の位置につきましては、地域内において固定資産税課税台帳に登録された宅地のうち、3.3平方メートル当たりの価格が最高の価格である地点を中心とするとされており、その地点を記しているものであります。また、辺地度点数については辺地の程度を示す点数でありまして、先ほど申し上げました地域の中心の位置から学校や公共施設までの距離などを点数化したものであり、その合計点数が100点以上であることが条件とされております。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情に触れながら、3の整備計画についてご説明いたします。両地区で共通しておりますのが消防施設として小型動力ポンプつき積載車の整備であり、今年度北留萌消防組合消防署により行われるものであります。これは、既存ポンプ車の老朽化にあわせ、最低限の救急資器材を備えた消防車両を導入するものであり、本町が同消防組合に対し支払う負担金としてそれぞれ559万1,000円を予定しておりますが、その一般財源のうち辺地対策事業債として天売、焼尻地区それぞれ550万円ほどを予定するものであります。また、天売地区では、教職員の居住環境の改善を図るものとして今年度から教職員住宅建設事業に着手するものであり、

今年度に建設予定地にある公営住宅の解体、跡地の地質調査、測量試験、実施設計を行いまして、翌28年度に建設工事を計画するものであります。2カ年で予定する総事業費は5,340万円であり、その財源として建設工事に係る国庫支出金2,200万円、その他一般財源3,140万円を見込んでおりますが、その一般財源と同額を辺地対策事業債として予定するものであります。なお、整備計画に登載する各施設に係る平成27年度予算につきましては、当初予算で計上済みでありますことを申し添えさせていただきます。

以上が提案理由とその内容でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第38号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成27～31年度）の策定については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第39号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成27年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,891万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,891万円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の14ページをお開きください。2款総務費、一般管理費において電算システム改修委託料98万円と社会保障・税番号制度システム改修負担金91万5,300円の補正は、マイナンバー制度導入に伴う行政システム改修であり、留萌地域電算共同化事業への改修負担金と共同化事業以外のシステム改修委託料であります。財源につきましては、事業内容により3分の2から3分

の3の国庫補助となっており、残りの3分の1につきましては一般財源を充てておりますが、特別交付税措置されることとなります。

同じく、企画費においてコミュニティ活動団体補助金190万円の補正は、地域コミュニティ団体である艶龍会のはんてんやまた引きなど衣装の整備を図る補助で、地域コミュニティ活動の充実強化を図るものでございます。財源につきましては、一般財団法人自治総合センター助成金を充てております。

同じく、戸籍住民基本台帳費において通知カード・個人番号カード事務委任事業26万4,000円の補正は、今年度から開始するマイナンバー制度の通知カード及び個人番号カードの発行を地方公共団体情報システム機構へ委託する交付金であり、全額国庫補助金を充てております。

次に、3款民生費、社会福祉費において1,305万4,000円の補正は、臨時福祉給付金事業で、平成26年度からの消費税率引き上げに際し、所得の低い方への負担影響を考慮して臨時的に1世帯につき6,000円を支給するもので、事務費を含め全額国庫補助対象となります。

同じく、児童福祉費において339万2,000円の補正は、子育て世帯臨時特例給付金事業で、平成26年度からの消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し臨時特例的に対象児童1人につき3,000円給付するもので、事務費を含め全額国庫補助対象となります。

次に、6款農林水産業費、畜産業費において畜産担い手育成総合整備事業委託料1,554万2,000円の補正は、畜産の基盤である草地改良を4年計画で行い、乳質の向上や乳量の増加を図る事業で、北海道農業公社への委託であり、場所は高台地区などを予定しております。財源につきましては、全事業費の50%は国庫補助として直接北海道農業公社に支払われ、残りの50%のうち10%は道支出金を充て、残りの40%と全事業費の8%は公社への事務費として受益者が負担することとなります。

同じく、野生動物対策費において猫一時待機施設維持管理業務委託料123万6,000円の補正は、天売で捕獲した猫の術後の経過観察や譲渡会前後の保管場所確保のため、札幌市内に一時待機施設を設置し、その管理業務について委託するものでございます。また、猫飼育等業務委託料24万円の補正は、北海道海鳥センターで猫の順化に協力しているボランティアの負担を軽減し、安定した飼育体制や取り組みの情報発信強化を図るため、順化業務を団体に委託するものでございます。財源につきましては、一般財源を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

一般会計14ページをお開き願います。歳出でございますが、2款総務費、企画費においてIP告知システム保守等委託料47万8,000円の補正は、焼尻島へ転居した方へIP告知端末を整備するための費用でございます。

16ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において1,305万4,000円の補正は、臨時福祉給付金事業で、先ほど町長から全体費用についてご説明をいたしました。私からは節ごとの説明をいたします。臨時職員賃金25万2,000円は、臨時福祉給付金の事務職員賃金であります。消耗品費20万7,000円は、コピー用紙やはがき代等でございます。印刷製本費5万5,000円は、返信用封筒でございます。通信運搬費65万1,000円は、通知用及び返信用郵便代でございます。手数料14万7,000円は、給付金の銀行振り込み手数料でございます。臨時福祉給付金システム改修委託料53万6,000円は、制度改正に伴うシステム改修料でございます。臨時福祉給付金1,110万円は、1人6,000円で1,850人分を予定しております。昨年は1人1万円の交付でございました。臨時福祉給付金事務費補助金返還金6,000円と臨時福祉給付金事業費補助金返還金10万円は、昨年度の精算に伴う返還金でございます。

同じく、児童福祉費において339万2,000円の補正は、子育て世帯臨時特例給付金事業ですが、その節ごとの説明をいたします。消耗品費4万1,000円は、コピー用紙等でございます。印刷製本費2万円は、返信用封筒でございます。通信運搬費11万3,000円は、通知用及び返信用郵便代でございます。手数料9万6,000円は、給付金の銀行振り込み手数料でございます。子育て世帯臨時特例給付金システム改修委託料50万8,000円は、制度改正に伴うシステム改修料でございます。子育て世帯臨時特例給付金255万円は、1人3,000円で850人分を予定しております。昨年は1人1万円でございます。子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金返還金4,000円と子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金返還金6万円は、昨年度の精算に伴う返還金でございます。

18ページをお開き願います。同じく、常設保育所費において保育緊急確保事業費国庫補助金返還金17万円の補正は、保育の一時預かり事業の前年度精算に伴う返還金でございます。

6款農林水産業費、林業振興費において修繕料17万9,000円の補正は、天売地区共生保安林内のノゴマ館のトイレに使用しているインバーターが故障したことから、取りかえ修繕するものでございます。

20ページをお開き願います。同じく、水産業振興費において漁協焼尻地区中古タンクローリー導入事業補助金125万円の補正は、北るもい漁協焼尻支所が取得するタンクローリーへの補助で、2分の1以内で補助するものでございます。

次に、7款商工費、観光費の補正は、平成26年度補正予算の地方創生関連で予算化した事業について当初予算を減額するのが主なもので、順番にご説明いたします。消耗

品費1万2,000円と通信運搬費9万8,000円、広告料10万円の減額は、島連泊フェリー運賃支援事業の減額でございます。観光協会補助金48万1,000円の減額は、はぼろ甘エビまつりや北の恵み食べマルシェ出店事業等の減額でございます。焼尻観光協会支部事業補助金23万5千円の減額は、天売ウニまつり事業、焼尻めん羊まつり事業の減額でございます。ご当地グルメPR事業補助金として30万円減額します。羽幌炭砒シンポジウム事業補助金として30万円減額します。天売島ロンババ浜更衣室設置撤去補助金48万円の補正は、観光協会天売支部が管理しているロンババ浜の更衣室が破損したため撤去し、新たに設置する事業への補助金でございます。

22ページをお開き願います。8款土木費、港湾管理費において修繕料48万3,000円の補正は、福寿川係留施設の一部が破損したため、補修するものでございます。

10款教育費、教育振興費において13万円の補正は、焼尻小学校で実施する土曜授業の経費でございます。現在国において土曜授業推進事業が実施されており、この一環として指定を受け、実施するもので、経費として消耗品費12万円はコピー用紙やプリンターインク代等であり、通信運搬費2,000円と宿泊施設使用料8,000円は、児童の合同学習用の乗船料や宿泊料でございます。財源につきましては、全額国の委託費で賄います。同じく教育費において13万1,000円の補正は、焼尻中学校で実施する土曜授業の経費で、内容はただいま説明した内容と同様でございます。

24ページをお開き願います。教育振興費において10万4,000円の補正は、天売高等学校で昨年から実施している土曜授業、天売学の充実を図るための補正で、外部講師への謝礼金5,000円と特別旅費2万2,000円、プリンターインク等の消耗品費7万7,000円でございます。

同じく、社会教育費において焼尻郷土館改修工事請負費49万3,000円の減額は、実施設計の精査による減額でございます。

同じく、体育施設費において修繕料26万7,000円の補正は、バスケットボールの競技ルール改正により新たに攻撃時間制限14秒ルールが追加となったことから、総合体育館のタイマー表示機の修繕を行うものでございます。

26ページをお開き願います。13款諸支出金、職員給与費において時間外勤務手当87万円の補正は、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業の時間外勤務手当でございます。財源は、国庫補助金を充てております。

以上で補正の内容について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行い、討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第39号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号

○議長（森 淳君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町栄町101番地の78、氏名、花房毅、生年月日、昭和19年4月13日生まれ、71歳であります。

現委員であります花房毅氏が平成27年6月30日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎発議第12号

○議長（森 淳君） 日程第13、発議第12号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 発議第12号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

平成27年6月11日提出。

提出者、羽幌町議会議員、寺沢孝毅。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく、熊谷俊幸。

提案理由、財政状況の厳しい中、議員みずから報酬を減額するため、改正しようとするものである。

羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年羽幌町条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 平成27年7月1日から平成31年4月30日までの議員報酬の支給については、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬月額に100分の90を乗じて得た額とする。

附則、この条例は、平成27年7月1日から施行する。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

◎発議第13号

○議長(森 淳君) 日程第14、発議第13号 公共施設マネジメント調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。本町の公共施設等が一斉更新時期を迎える中、公共施設の現状と課題を把握し、今後における公共施設のあり方など、長期的な視点に立ち調査研究を行う必要があります。これらのことから、全員の議員をもって構成する公共施設マネジメント調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する公共施設マネジメント調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました公共施設マネジメント調査研究特別委員会の正副委員長の互選については、別室において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の公共施設マネジメント調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に10番、寺沢孝毅君、副委員長に1番、村田定人君であります。

◎発議第14号

○議長(森 淳君) 日程第15、発議第14号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会が必要と認められる事案に

ついて道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第14号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第15号

○議長（森 淳君） 日程第16、発議第15号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎議案第40号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第40号 羽幌小学校改築（建築主体）工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、三上敏文君。

○建設水道課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第40号 羽幌小学校改

築（建築主体）工事請負契約について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結します。

平成27年6月12日提出、羽幌町長。

契約の目的、羽幌小学校改築（建築主体）工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、14億6,188万8,000円、うち消費税額1億828万8,000円を含みます。

契約の相手方、羽幌町南1条6丁目1番地の3、工藤・山高・水上特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社工藤工務所代表取締役、工藤豊一。

提案理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第40号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 羽幌小学校改築（建築主体）工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（森 淳君） 追加日程第2、議案第41号 羽幌小学校改築（機械設備）工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、三上敏文君。

○建設水道課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第41号 羽幌小学校改築（機械設備）工事請負契約について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結します。

平成27年6月12日提出、羽幌町長。

契約の目的、羽幌小学校改築（機械設備）工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、1億4,407万2,000円、うち消費税額1,067万2,000円を含みます。

契約の相手方、旭川市東3条5丁目2番7号、大洋・マツダ特定建設工事共同企業体、代表者、大洋設備株式会社代表取締役、松本康洋。

提案理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第41号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 羽幌小学校改築（機械設備）工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（森 淳君） 追加日程第3、議案第42号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、三上敏文君。

○建設水道課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第42号 物品購入契約の締結について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成27年6月12日提出、羽幌町長。

契約の目的、除雪用ドーザ（13トン級）1台の購入でございます。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、1,863万円、うち消費税額138万円を含みます。

契約の相手方、苫前郡羽幌町北大通3丁目20番地1、有限会社北王自動車整備工業代表取締役、有沢護。

提案理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めますのでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第42号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 物品購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（森 淳君） 追加日程第4、議案第43号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました平成27年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ294万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,185万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、ハートタウンはぼろの検証業務に要する費用でございます。7款商工費、商工振興費において特別旅費12万3,000円の補正は、担当者の事務打ち合わせに要する費用でございます。検証業務委託料282万4,000円の補正は、弁護士や公認会計士など専門家への委託料でございます。

財源につきましては、前年度繰越金を充てております。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、

ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから議案第43号について歳入歳出一括して質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） これは、昨日の特別委員会でも議論したところでありますが、町長は昨年11月、選挙のときに、ハートタウンはぼろについて検証するということで町民の皆様の大きな支持を受けて当選をされたので、これは町民の意向としてもこういう形の検証という意味ではすることは私は必要だと思っていますし、ぜひやっていただきたいというふうに考えております。しかしながら、昨日の行政側の説明を聞いていまでも、どこに検証すべき点があるのかという具体的な部分、町民の方々がどこに疑問を持っておられるのか、そしてそれをどんなふうに検証した後に活用されるのかということがなかなかはっきりと見えてこない。もうちょっと言いますと、調査の内容は箇条書きにされていますけれども、もっともときちんと列記するというか、具体的にした上で手法を選ぶべきでないのかなという印象を私持っております。その上で、300万という税金、予算が妥当なのかどうか、もう少し減らす方法はないか、あるいは別の検証の仕方はないか、そういう議論を深めなければならないのではないのかなと、そういう必要性感じますが、町長ご自身はその点についてどうお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員の質問にお答えさせていただきますが、私自身はこういった形でとりあえずといいますか、進めてみた中で委員会等を開催して、その中からまたご意見をいただいた上で、それを踏まえてさらに検証される先生といいますか、弁護士さん、そういう専門の方にさらなる検証の作業についてお願いをしたりという形で進めることがいいのではないかと思います、ご提案を申し上げた次第でございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） それでは、具体的にちょっと伺いますけれども、例えば検証内容の（1）、株式会社ハートタウンはぼろによる支援要請から購入に至るまでの事務処理という検証の項目がございますけれども、これは非常に漠然としていて、膨大な調査量というか、事務処理の量ですから、非常に膨大だと思われまして。この中で、どの部分が問題だというふうに町長ご自身が思われているのか、あるいは町民の方々がどの部分を指摘して、おかしいのではないかと、疑問が残るのではないのかというふうに言っておられるのか、その点どう把握されておりますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、そういった会計処理については素人でございますので、そういったことも含めまして専門の方に見ていただいて、どういうところが問題あったのかということをお教えいただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 膨大な一連の事務作業の中で、問題になる部分というのは私は絞られるのだと思います。これまでの議論の中でも質疑が集中した部分だとかあったはずですけども、町長はどの部分を検証しようというふうに思われているか、これは明確にしなければいけないのではないのでしょうか。もう一度同じ質問をします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、今答弁したことしかございませんので。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 余りにも漠然としておりまして、その辺を特別委員会で、それほど時間をかけることは私はできないと思います。なるべく近い将来特別委員会を開いて、そこでそれらをきちっと精査した上で、どういう方々にどんな方法でどれだけの予算をかけて調査をすべきかということを中心に議論すべきだと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、きのうの委員会でも申し上げましたとおり、このことについては今回が最適と思ひまして提案を申し上げた次第でございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私が尋ねている具体的なことについて答えられていないと思うのですけれども、どうなのでしょう、それ以上答弁は具体的にできませんか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほど申し上げましたとおり、私素人でございますので、そういったことに関しまして具体的なものは持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この件で議会側としても町側からの提案の具体的な内容を受けたのはきのうが初めてでした。午前中の小寺議員の一般質問の中でわかったわけですけども、きのう一日の説明を受けて、そして翌日の今日議会の場で議決を求められるということについては、やはりちょっと性急な気がいたします。では、一体この問題でどこをさらにどう検討したらいいのかということ具体的に私自身も今の時点でははっきり申し上げることはできませんけれども、きのうですか、今日あたり各家庭に配布されている6月の羽幌広報をしてみますと、町長の町政懇談会だったですか、その後6月、7月、町民の方々と懇談をされる場があるようですから、そういった場でもきのう、今日のこの内容を町民の皆さんにも説明しながら、一体これでいいのかどうか、町民の皆さんからもさらにこういうような中身でも検討したらどうかという声も恐らく出てくると思うのです。ですから、できれば今日すぐこの場で決定をするということよりも、もうちょっと時間をかけてみてはどうかという気もいたしますが、もう既に上程されてしまった問題ではありますけれども、きのう説明をし、今日議決を急いで求めるという

ことについての何か差し迫った理由があったのかどうか、その辺お聞きしたいと思いません。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 差し迫った理由というご質問でございましたので、その点について申し上げますと、12月、それから3月といった定例会の中で、まだ出ないのかといった、悪い意味で申し上げるのでないのですよ、催促もございましたし、私もなるべく早くそれに応えたいと思っておりましたが、きのう申し上げましたとおり、このことに関しましては国や、それから民間の会社等におきましても、担当者が直接扱ったのでは判断が甘いのではないかと、調査が甘いのではないかと、そういった事例が最近多くありまして、職員の方からもそういうことで、外部の専門の方をお願いしたほうがいいのかという結論に達しまして、結果が先日と申しますか、この定例会でお出しすることが最速の方法だと考えましたので、今回出させていただきます。それから、早過ぎて何が何だかわからないというご意見もいただいておりますが、その部分につきましては、先ほど寺沢議員の質問にも答えたと同じことになると思っておりますけれども、これから委員会の中で皆さんのご意見を踏まえて、さらなる項目等、追加するものがございましたら、その先生方に、検証の方々をお願いをしなければならないと思っているのが今の私の心境でございます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私は、最初に申し上げておきますけれども、検証については大賛成でございます。しっかりと検証をすべきというふうに考えますが、この段階での検証すべき項目の焦点化ですとか、あるいはその効果、そして300万という予算の妥当性を考えたときに、さらなる議論を踏まえた上で、そして再度、急ぐのであれば臨時議会等ででもまた提案し直していただくということをご期待いたしまして、私はこの予算に反対いたします。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第43号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立少数であります。

したがって、議案第43号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成27年第3回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時36分）